

# 福祉・介護職員処遇改善加算

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

2020年4月1日  
公益社団法人 石川労働者医療協会

## I : 福祉・介護職員の職位・職務内容等について

職位	職責と職務内容	任用要件	賃金評価
主任	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門職として高度かつ適切な技術および最新の知見を学び、身に着け、組織の活性化とともに人材育成を進める。</li><li>・他部門や地域の関係機関と連携する。</li><li>・方針を理解し、職場の管理運営を民主的に行う。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 担当する職場に入った新人を指導すること、その職場のすべてに対しありと方針に従った指示を与える能力を有する。</li><li>2. 仕事のやり方を改善する能力を有する</li><li>3. 職場の人間関係を良くし、他部門の責任者と協調する能力を有する。</li><li>4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。</li><li>5. 地域の問題に対応できる。</li><li>6. 民医連内外での研究発表を行う。</li></ol>	30,000円/月 (主任手当)
スタッフ  ※1年ごとに任命を行っている。	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門職として高度かつ適切な技術を身につけ介護実践の牽引者となり、メンバーの指導・育成を進める。</li><li>・他部門や地域の関係機関と連携する。</li><li>・方針を理解し、介護実践におけるリーダーシップを發揮する。</li><li>・主任・職責を補佐する。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. リーダーとして、介護実践力・問題解決力・コミュニケーション力を有する。</li><li>2. 仕事のやり方を改善する能力を有する</li><li>3. 職場の人間関係を良くし、主任を補佐もしくは、職責として他部門の責任者と協調する能力を有する。</li><li>4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。</li></ol>	15,000円/月 (スタッフ手当)

**Ⅱ：福祉・介護職員処遇改善加算の手当、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の手当について**  
公益社団法人石川勤労者医療協会の各介護事業所は、上記加算の取得を行います。これにともない、介護職員への手当金額を以下のとおり定めます。  
なお、労働組合より同意の意思表示を受けていることを申し添えます。

## 福祉・介護職員処遇改善加算の手当

- 【金額】 常勤職員 月額 14,000円  
非常勤職員 月額 12,000円（実働 週30時間以上）  
非常勤職員 月額 8,500円（実働 週30時間未満）  
【支給日】 就業規則第48条に準じる

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の手当

### A区分職員

- 【金額】 常勤職員 月額 16,000円  
非常勤職員 月額 15,000円（実働 週30時間以上）  
非常勤職員 月額 8,000円（実働 週30時間未満）  
【支給日】 就業規則第48条に準じる

### B区分職員

- 【金額】 常勤職員 月額 8,000円  
非常勤職員 月額 7,000円（実働 週30時間以上）  
非常勤職員 月額 3,000円（実働 週30時間未満）  
【支給日】 就業規則第48条に準じる

### A区分職員とは

- ・現在、介護福祉士の資格を有し、石川民医連事業所で10年以上介護職の経験がある職員
- ・現在、介護福祉士の資格を有し、スタッフ以上の職位にある職員

### B区分職員とは

- ・上記以外の介護職員

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
ロ	<p>イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)</p> <p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>① 部署ごとに業務習熟度等のチェックを行っている。 介護職員全員に教育計画を定め、法人内研修、外の研修等を組み入れている。</p> <p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>② 資格取得の為の休みの確保を行っている。 業務上必要な資格については費用負担を行っている。</p>	
ハ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
ロ	<p>イの実現のための具体的な取組内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)</p> <p>① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>	
ハ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上(令和3年度は、6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上)の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

## 5 見える化要件について<特定加算>※令和3年度は算定要件としない

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> その他( ) / <input type="checkbox"/> 予定